報告資料２

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

整備基準等の見直し（規則改正）について

１　経緯・概要

〇　条例施行後５年ごとの見直しのため、当事者・学識者・事業者等で構成する「条例見直し　検討会議」において議論を行った結果、条例のほか、施行規則に定める整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要があるとされた。

〇　令和４年10月の条例改正を踏まえ、現在、整備基準改正に向け、整備基準見直し検討会議で検討を行っている。

２　スケジュールの見直しについて

　〇　前回お知らせしていた規則改正に向けたスケジュールについて、より幅広に基準の検討を行ったため、次のとおりスケジュールが変更となっている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 【見直し後】 | |  | 【前回】 | |
| ４年　12月 | 第３回会議 |  | ４年　12月 | 第３回会議 |
| ５年　 ９月 | 第４回会議（今回） |  |  |  |
| 10～11月 | パブリックコメント |  | ５年2～3月 | パブリックコメント |
| 12月 | 第５回会議  ＜パブコメ結果の整理等＞ |  | ４月 | 第４回会議  ＜パブコメ結果の整理等＞ |
| ６年　３月 | 規則改正（公布） |  | ５月 | 規則改正（公布） |
| 周知期間（６か月） | |  | 周知期間（６か月） | |
| 10月 | 規則改正（施行） |  | 12月 | 規則改正（施行） |

整備基準改正（案）の概要

１．便所の機能分散化

様々な機能が一箇所に集中していることによる利用者の競合の防止や適正利用の推進、当事者団体の意見等を踏まえ、現行の「みんなのトイレ」内の機能を便所内で分散、組み合わせた配置を可能（※）とする規定に見直しを行う。

また、一般トイレの利用で支障がない方も含め、誰でも使用できるような名称ではなく、主な対象者を明確にするため、整備基準から「みんなのトイレ」の記述を削除する。

　（※） 施設規模や利用者の態様等に応じ、様々な便房の組み合わせが考えられるため、整備にあたっての考え方や整備例などをガイドラインで整理して記述する。

２．乳幼児用設備(ベビーベッド、乳幼児用椅子、授乳室)の基準の遵守規定への引上げ

妊婦や乳幼児連れでも外出しやすい環境整備を図るため、乳幼児を連れての長時間の利用が見込まれる施設(官公庁、商業施設、教育文化施設等)のうち1,000㎡規模以上の施設について、乳幼児用設備の整備を努力規定から遵守規定に引き上げる。

３．介助用大型ベッド(ユニバーサルシート)の整備基準化

　　介助を必要とする高齢者や障害者等が外出しやすい環境整備を図るため、外出時における移動の起点となる施設（官公庁、教育文化施設等）や長時間の滞在が見込まれる施設（商業施設、運動施設、公園等）のうち一定規模以上の施設について、介助用大型ベッドの整備を努力義務として追加する。

４．施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画

条例改正（令和４年度改正、第７条）を踏まえた取組の推進のため、バリアフリー化への責務が大きく、特に関係者の参画を促す必要性が高いと見込まれる国や地方公共団体が整備する公共的施設について、施設整備の計画策定等への関係者の参画を努力規定として追加する。

５．聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の基準の見直し

情報提供の重要性や当事者団体からのヒアリング意見等も踏まえ、聴覚障害者関連設備について、次のとおり基準の見直しを行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備基準の規定 | 整備基準（遵守義務） | 整備基準（努力義務） | ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ(望ましい水準) |
| (1)文字情報表示設備(窓口設置の場合) | ・医療施設  （無床診療所を除く）  ・金融機関等 | ― | その他公共的施設 |
| (2)文字表示設備(貸会議室設置の場合) | ・官公庁施設  ・教育文化施設  （図書館、集会場等）等 | ― | その他公共的施設 |
| (3)難聴者の聴力を補う設備  (客席設置の場合) | ―  1,000㎡以上 | ・官公庁施設  ・教育文化施設  ・運動施設 等 | その他公共的施設 |

　　　なお、視覚障害者関連設備である誘導ブロックの敷設、音声案内や点字表示等は、既に整備基準化されているため、今回見直しを行わない。

＜その他＞規則改正ではなく、運用改善・施策での対応等として整理するもの

１．用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討

整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用できる場合や、規模や構造・地形の状況等により適合が困難である場合は、適合に準ずる「遵守」として取扱うことができることになっている。（条例第13条ただし書き）

しかし、グループホームなど小規模福祉施設を既存建築物の改修により整備する場合、厳格に基準の遵守を求める事例もあるため、こうした事例等について、柔軟かつ充分なバリアフリー整備の対応ができるよう、ただし書きの運用を整理する。

２．幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進

　　　道路におけるベンチ設置推進について、「望ましい水準」として位置付けを行う。

３．避難設備の整備基準や施設の円滑な利用のための支援の提供

設備を活かしたソフト的な対応事項（例：整備された放送設備を使ったわかりやすい放送、適正利用に向けた貼り紙等による注意喚起、非常時の体制の整備等）を確認する書面の提出を、施設整備の事前協議書類として追加する。